

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 一略一	第2条 一略一
<p>2 診療科目は、<u>内科、心療内科、神経内科、消化器内科、循環器内科、疼（とう）痛緩和内科、感染症内科、腫瘍内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸（けい）部・耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔（くう）外科、麻酔科、病理診断科、救急科、精神科及び児童・思春期精神科とする。</u></p>	<p>2 診療科目は、<u>内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科及び麻酔科とする。</u></p>
3 一略一	3 一略一